

## あきた企業連携型奨学金返還助成事業に規定する「別に定める奨学金」について

1 標記について、次に掲げるとおり定める。

奨 学 金	奨学金の設置・運営主体
独立行政法人日本学生支援機構 第1種奨学金	独立行政法人日本学生支援機構
独立行政法人日本学生支援機構 第2種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を除く）	
公益財団法人秋田県育英会 大学月額奨学金	公益財団法人秋田県育英会
公益財団法人秋田県育英会 高等学校等奨学金	
公益財団法人秋田県育英会 多子世帯向け奨学金	
公益財団法人秋田県育英会 専修学校月額奨学金	
能代市奨学金	能代市
能代市ふるさと人材育成・定住促進奨学金	
横手市奨学金	横手市
大館市奨学資金	大館市
男鹿市奨学資金	男鹿市
湯沢市奨学金	湯沢市
鹿角市奨学資金	鹿角市
由利本荘市奨学資金	由利本荘市
潟上市育英会奨学金	潟上市
大仙市奨学資金	大仙市
北秋田市奨学資金	北秋田市
にかほ市奨学資金	にかほ市
仙北市育英奨学資金	仙北市
小坂町奨学資金	小坂町
菅原ヤエ奨学資金	
上小阿仁村奨学資金	上小阿仁村
藤里町奨学金	藤里町
三種町奨学金	三種町
峰町奨学金	八峰町
城目町育英資金	五城目町
八郎潟町奨学金	八郎潟町
井川町奨学金	井川町
美郷町奨学資金	美郷町
東成瀬村奨学資金	東成瀬村
母子父子寡婦福祉資金貸付金 修学資金	県内福祉事務所
母子父子寡婦福祉資金貸付金 修業資金	
生活福祉資金貸付金（教育支援費のみ）	秋田県社会福祉協議会
交通遺児育英会奨学金	交通遺児育英会
あしなが育英会奨学金	あしなが育英会
公益財団法人青森県育英会 大学奨学金	公益財団法人青森県育英奨学会
公益財団法人青森県育英会 高等学校等奨学金	

公益財団法人岩手育英会 タイプA	公益財団法人岩手育英奨学会
公益財団法人岩手育英会 タイプB	
公益財団法人岩手育英会 タイプC	
日本赤十字社看護師同方会秋田県支部・日本赤十字秋田短期大学・日本赤十字秋田看護大学同窓会奨学金	日本赤十字秋田短期大学 日本赤十字秋田看護大学
宇都宮市奨学金	宇都宮市
角田市奨学金	角田市
東京理科大学奨学金	東京理科大学
技能者育成資金	労働金庫
その他知事が認める奨学金等	

注1

独立行政法人日本学生支援機構 第2種奨学金に入学時特別増額貸与奨学金が含まれる場合は、第2種奨学金の額を按分により算出するものとする。

注2

奨学金の設置・運営主体が市町村である奨学金については、次のとおり、取り扱うものとする。

- ①入学時等に一時的に貸与を受けた奨学金は、対象外とする。
  - ②複数の奨学金（高校時貸与奨学金、大学時貸与奨学金など）について返還を予定し又は返還している場合は、そのうち1つのみを助成対象とする。
  - ③高校時貸与奨学金や大学時貸与奨学金など、複数の奨学金の貸与について契約が1つである場合は、各奨学金の額を按分により算出した上、そのうち1つのみを助成対象とする。
- 2 その他、その奨学金貸与団体と秋田県との間で、奨学金の返還助成についての協議が整った場合は、対象奨学金とする。